

基金規約変更のご案内

千葉県日産自動車企業年金基金

基金規約の一部を変更しましたのでご案内します。

【令和6年2月13日付の規約変更内容及び理由】

1. (公告の方法) 第5条第2項の変更内容及び理由

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき確定給付企業年金法施行令並びに確定給付企業年金法施行規則(以下「規則」という。)が改正され、官報に公告が必要な事項(基金の名称・所在地の変更並びに合併及び解散等)については、基金のホームページへの掲載も義務付けられたことから、第5条第2項を変更し、当該事項が生じた場合は、ホームページへの掲載も行う旨を規定しました。

2. (福祉事業) 第99条第1項第2号の変更内容及び理由

福祉事業として、老齢給付金の受給者に対し「基金ニュース」を送付していますが、その内容を明確にするため、規約を変更しました。

3. (業務概況の周知) 第102条第2項の変更内容及び理由

「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」により、規則に規定されている「業務概況の周知」の条文が改正されたことから、当該変更に合わせて規約第102条第2項に規定している周知方法を変更(電磁的な方法による周知の方法を拡充)しました。

※変更の詳細は、別紙の新旧対照条文を参照ください。

<問い合わせ先>

千葉県日産自動車企業年金基金

〒261-0002 千葉県千葉市美浜区新港184番地

TEL: 043-204-2308

事務長 渡辺・担当 十河

1. 公告の方法の条文の変更

新	旧
<p>(公告の方法)</p> <p>第5条 この基金において公告しなければならない事項は、この基金の事務所の掲示板に文書をもって掲示する。</p> <p>2 確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号。以下「令」という。）第8条、第9条、第53条の2、第58条、第59条及び第63条第2項の規定に基づく公告は、前項の規定によるほか、<u>官報への掲載及び電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）による公告としてこの基金のウェブサイトへの掲載により行う。</u></p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第5条 この基金において公告しなければならない事項は、この基金の事務所の掲示板に文書をもって掲示する。</p> <p>2 確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号。以下「令」という。）第8条、第9条、第53条の2、第58条、第59条及び第63条第2項の規定に基づく公告は、前項の規定によるほか、<u>官報に掲載して行う。</u></p>

2. 福祉事業の条文の変更

新	旧
<p>(福祉事業)</p> <p>第99条 基金は、加入者等の福祉を増進するため、次の各号に規定する福利及び厚生に関する事業を行う。</p> <p>(1) 加入者及びその配偶者を対象とする年金ライフプランセミナー</p> <p>(2) <u>老齢給付金の受給者への基金ニュースの送付</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(福祉事業)</p> <p>第99条 基金は、加入者の福祉を増進するため、次の各号に規定する福利及び厚生に関する事業を行う。</p> <p>(1) 加入者及びその配偶者を対象とする年金ライフプランセミナー</p> <p>(2) 基金ニュースの送付</p> <p>2 (略)</p>

3. 業務概況の周知の条文の変更

新	旧
<p>(業務概況の周知)</p> <p>第102条 (略)</p> <p>2 周知事項を加入者に周知させる場合には、次のいずれかの方法によるものとする。</p> <p>(1) 常時各実施事業所の見やすい場所に掲示する方法</p> <p>(2) 書面を加入者に交付する方法</p> <p>(3) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供され</u></p>	<p>(業務概況の周知)</p> <p>第102条 (略)</p> <p>2 周知事項を加入者に周知させる場合には、次のいずれかの方法によるものとする。</p> <p>(1) 常時各実施事業所の見やすい場所に掲示する方法</p> <p>(2) 書面を加入者に交付する方法</p> <p>(3) <u>磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各実施事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法</u></p>

新	旧
<p>るものをいう。)に係る記録媒体をいう。)に記録し、かつ各実施事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法</p> <p>(4) <u>電子情報処理組織(送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法のうち次のイ又はロに掲げるものにより加入者に提供する方法</u></p> <p>イ <u>送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p>ロ <u>送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面により通知すべき事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法</u></p> <p>(5) その他周知が確実に行われる方法</p> <p>3 (略)</p>	<p>(4) その他周知が確実に行われる方法</p> <p>3 (略)</p>

以上